

## 一般社団法人マンション管理業協会会員行動綱領

我が国におけるマンションは、昭和 30 年代後半に登場し、その後 40 年間に都市型住宅として広く普及し、いまやそのストックは 430 万戸に達しており、1100 万人超が居住していると推計される。

また、マンションは、都市有効活用の重要なファクターであることから、少子化等の懸念材料があるものの、今後も安定的な供給が見込まれており、その居住人口は着実に増大していくものと見られている。このため、良好なストックの形成とマンションにおける健全なコミュニティの維持は、国民の安全で安心な生活を確保する上で、政策上重要な課題と位置付けられている。

社団法人高層住宅管理業協会（現一般社団法人マンション管理業協会）は、平成 11 年に、協会設立 20 年を迎えるにあたり、今後のマンションの良好な居住環境を確保していくための管理業界の役割と事業指針を「マンション管理業の 21 世紀ビジョン」において定めた。また、平成 12 年に制定された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（以下「適正化法」という。）において、マンション管理業の健全な発展に資する等の諸施策を実施する機関として、国土交通大臣から指定を受けた。

以上を踏まえ、マンション管理業が人々の住まいと暮らしの安全を守る公共性、社会性の極めて強い業種であり、かつ、高い行動規範が求められていることに鑑み、マンション管理業に対する社会の信頼及び支持を高めるため、ここに会員行動綱領を定めるものである。

- 1 会員は、信義・誠実の倫理と専門性の高い知識・技能をもって、マンションの適正・円滑な管理運営を支援し、マンションの管理組合等との信頼確保に努めるものとする。
- 2 会員は、適正化法その他の法令及び協会規則等を遵守し、マンションの管理事務を適正に執行するものとする。
- 3 会員は、マンションの管理事務の取引においては、公正、透明、自由な競争を行うものとする。
- 4 会員は、マンションの管理組合等に対し、マンションの管理事務に関する情報を積極的かつ公正に開示し、適正なコミュニケーションを維持するものとする。
- 5 会員は、マンションの管理事務の適正を確保するため、その従業員に対し、法令及び綱領の趣旨を徹底するとともに、専門職業人として十分な徳性と能力をもつ人材の育成に努めるものとする。
- 6 会員は、協会活動の公益性に鑑み、協会が行なう調査及び研究等に協力するものとする。
- 7 会員は、マンションの管理事務を通じて収集した居住者の個人情報を通正に管理し、収集目的の範囲を逸脱した利用及び提供を行わないものとする。

- 8 会員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは関係を持たないものとする。
- 9 会員は、本綱領の趣旨を逸脱し、本会及び他の会員の名誉又は信用を毀損する行為又は毀損するおそれがある行為を行ってはならないものとする。その従業員もまた同様とする。

## 附 則

本綱領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

本綱領は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

## 附 則

本綱領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。